

幕別町手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例					改 正 条 例						
○幕別町手数料条例 (平成12年 3 月24日 条例第13号)					○幕別町手数料条例 (平成12年 3 月24日 条例第13号)						
第 1 条～第 2 条 略 (郵便による送付)					第 1 条～第 2 条 略 (郵便等による送付)						
第 3 条 郵便により謄本、抄本、証明書その他の書類の送付を求めようとする者から、前条に規定する手数料のほか郵便料を徴収する					第 3 条 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第 99号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により謄本、抄本、証明書その他の書類の送付を求めようとする者から、前条に規定する手数料のほか当該書類の送付に要する費用を徴収する。						
第 4 条～第 7 条 略					第 4 条～第 7 条 略						
別表（第 2 条関係）					別表（第 2 条関係）						
番号	手数料を徴収する事務	手数料			摘要	番号	手数料を徴収する事務	手数料			摘要
		名称	金額	徴収時期				名称	金額	徴収時期	
略											
51	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。）第53条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	イ 住戸を単位として認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る 1 棟の住宅の当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 住宅の戸数が 1 戸のもの	認定申請のとき	イ 同一の建築物に係るこの項の第 4 欄のイ及びロの認定を同時に申請する場合 は、当該イの申請に係る手数料は、徴収しない。 ロ 住宅（共同	51	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。）第53条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	イ 住戸を単位として認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る 1 棟の住宅の当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 住宅の戸数が 1 戸のもの	認定申請のとき	イ 同一の建築物に係るこの項の第 4 欄のイ及びロの認定を同時に申請する場合 は、当該イの申請に係る手数料は、徴収しない。 ロ 住宅（共同

現 行 条 例					改 正 条 例				
			43,700円 (エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第76条第1項に規定する登録建築物調査機関による技術的審査(以下この項から55の項までにおいて「調査機関審査」という。)又は評価機関審査を受けた場合にあつては、9,000円) (2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 84,800円 (調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあつては、14,500円) (3) 住宅の戸数が6戸以上10戸以内のもの 118,000円 (調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあつては、22,400円) (4) 住宅の戸数が11戸以上のもの 164,000円 (調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあつ	住宅を除く。)の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のイ及びハに規定する金額を合計した金額とする。 ハ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のロ及びハに規定する金額を合計した金額とする。 ニ ロ又はハの場合において、同一の建築物に係るこの項の第4欄			43,700円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、9,000円) (2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 84,800円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、14,500円) (3) 住宅の戸数が6戸以上10戸以内のもの 118,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、22,400円) (4) 住宅の戸数が11戸以上のもの 164,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、35,000円) ロ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合イ(2)から(4)までに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれイ(2)から(4)までに定める金額に、129,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつ	住宅を除く。)の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のイ及びハに規定する金額を合計した金額とする。 ハ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のロ及びハに規定する金額を合計した金額とする。 ニ ロ又はハの場合において、同一の建築物に係るこの項の第4欄	

現 行 条 例					改 正 条 例				
			ては、35,000円) ロ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合イ(2)から(4)までに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれイ(2)から(4)までに定める金額に、129,000円(調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、14,500円)を加えた金額 ハ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 288,000円 (調査機関審査を受けた場合にあっては、14,500円) (2) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	のイを同時に申請する場合は、当該イの申請に係る手数料は、徴収しない。 ホ 法第54条第2項の規定による申し出をする場合にあっては、この項に規定する金額に6の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。				ては、14,500円) ハ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) (2)に掲げる以外の場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 288,000円 (建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関による技術的審査(以下この項から55の項までにおいて「判定機関審査」という。)を受けた場合にあっては、14,500円) (ロ) 床面積の合計が300平方メートル	のイを同時に申請する場合は、当該イの申請に係る手数料は、徴収しない。 ホ 法第54条第2項の規定による申し出をする場合にあっては、この項に規定する金額に6の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。

現 行 条 例						改 正 条 例					
			<u>457,000円</u> <u>(調査機関審査を</u> <u>受けた場合にあつ</u> <u>ては、35,000円)</u>						を超えるもの <u>457,000円</u> <u>(判定機関審査を</u> <u>受けた場合にあつ</u> <u>ては、35,000円)</u> (2) 当該申請に係る <u>建築物のエネルギー</u> <u>の使用の効率性</u> <u>その他の性能をモ</u> <u>デル建物法（建物</u> <u>の用途ごとに建物</u> <u>の形状、室の用途</u> <u>の構成等を仮定し</u> <u>たモデルとなる建</u> <u>物に対し、当該申</u> <u>請に係る建築物に</u> <u>導入される外皮及</u> <u>び設備の仕様を適</u> <u>用し、当該モデル</u> <u>となる建物につい</u> <u>てエネルギーの使</u> <u>用の効率性その他</u> <u>の性能を計算する</u> <u>方法をいう。次項</u> <u>のニ(2)において同</u> <u>じ。）で計算して</u> <u>認定を申請する場</u> <u>合 次に掲げる当</u> <u>該申請に係る1棟</u> <u>の建築物の床面積</u> <u>の合計の区分に応</u> <u>じ、それぞれ次に</u> <u>定める金額</u> (イ) 床面積の合計が <u>300平方メートル</u> <u>以内のもの</u> <u>118,000円</u> <u>(判定機関審査を</u>		

現 行 条 例						改 正 条 例					
									受けた場合にあっては、14,600円) (ロ) 床面積の合計が 300平方メートル を超えるもの 189,000円 (判定機関審査を 受けた場合にあっては、35,200円)		
52	都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	イ 工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更のみの場合 1戸又は1棟につき1,000円 ロ 住戸を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 住宅の戸数が1戸のもの 26,300円 (調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、9,000円) (2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 49,700円 (調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、14,500円)	変更認定申請のとき	イ 同一の建築物に係るこの項の第4欄のロとハの変更認定を同時に申請する場合は、当該ロの申請に係る手数料は、徴収しない。 ロ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のロ及びニに規定する金額を合計した金額とする。	52	都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	イ 工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更のみの場合 1戸又は1棟につき1,000円 ロ 住戸を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 住宅の戸数が1戸のもの 26,300円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、9,000円) (2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 49,700円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、14,500円) (3) 住宅の戸数が6戸以上10戸以内のもの	変更認定申請のとき	イ 同一の建築物に係るこの項の第4欄のロとハの変更認定を同時に申請する場合は、当該ロの申請に係る手数料は、徴収しない。 ロ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のロ及びニに規定する金額を合計した金額とする。

現 行 条 例					改 正 条 例					
			(3) 住宅の戸数が6戸以上10戸以内のもの 70,200円 (調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、22,400円) (4) 住宅の戸数が11戸以上のもの 99,800円 (調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、35,000円) ハ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 ロ(2)から(4)までに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれロ(2)から(4)までに定める金額に、70,400円(調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、14,500円)を加えた金額 ニ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1					もの 70,200円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、22,400円) (4) 住宅の戸数が11戸以上のもの 99,800円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、35,000円) ハ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 ロ(2)から(4)までに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれロ(2)から(4)までに定める金額に、70,400円(評価機関審査を受けた場合にあっては、14,500円)を加えた金額 ニ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) (2)に掲げる以外の場合 次に掲げる当該申請に係る		ハ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のハ及びニに規定する金額を合計した金額とする。 ニ ロ又はハの場合において、同一の建築物に係るこの項の第4欄のロの変更認定を同時に申請する場合は、当該ロの申請に係る手数料は、徴収しない。 ホ 法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に6

現 行 条 例						改 正 条 例					
			棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 151,000円 (調査機関審査を受けた場合にあっては、14,500円) (2) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 245,000円 (調査機関審査を受けた場合にあっては、35,000円)		の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。				1 棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 151,000円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、14,500円) (ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 245,000円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、35,000円) (2) 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能をモデル建物法で計算して認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1 棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 66,800円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、14,600円) (ロ) 床面積の合計が		の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。

現 行 条 例						改 正 条 例					
									300平方メートルを超えるもの 112,000円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、35,200円)		
53	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この項において「法」という。）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	イ 住戸を単位として認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 住宅の戸数が1戸のもの 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (イ) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 40,400円 (調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、6,900円) (ロ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 44,900円 (調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、6,900円) (2) 住宅の戸数が2	認定申請のとき	イ 同一の建築物に係るこの項の第4欄のイ及びロの認定を同時に申請する場合は、当該イの申請に係る手数料は、徴収しない。 ロ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のイ及びハに規定する金額を合計した金額とする。 ハ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に	53	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	イ 住戸を単位として認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 住宅の戸数が1戸のもの 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (イ) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 40,400円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、6,900円) (ロ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 44,900円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、6,900円) (2) 住宅の戸数が2	認定申請のとき	イ 同一の建築物に係るこの項の第4欄のイ及びロの認定を同時に申請する場合は、当該イの申請に係る手数料は、徴収しない。 ロ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のイ及びハに規定する金額を合計した金額とする。 ハ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に

現 行 条 例						改 正 条 例					
			戸以上4戸以内のもの 79,700円 (調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200円) (3) 住宅の戸数が5戸以上のもの 131,000円 (調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、24,200円) ロ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 イ(2)及び(3)に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれイ(2)及び(3)に定める金額に、79,700円(調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200円)を加えた金額 ハ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金		供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のロ及びハに規定する金額を合計した金額とする。 ニ ロ及びハの場合において、同一の建築物に係るこの項の第4欄のイの認定を同時に申請するときは、当該イの申請に係る手数料は、徴収しない。 ホ 法第30条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に6の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。				戸以上4戸以内のもの 79,700円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200円) (3) 住宅の戸数が5戸以上のもの 131,000円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、24,200円) ロ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 イ(2)及び(3)に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれイ(2)及び(3)に定める金額に、79,700円(評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200円)を加えた金額 ハ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金		供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のロ及びハに規定する金額を合計した金額とする。 ニ ロ及びハの場合において、同一の建築物に係るこの項の第4欄のイの認定を同時に申請するときは、当該イの申請に係る手数料は、徴収しない。 ホ 法第30条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に6の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。

現 行 条 例					改 正 条 例					
			額 (1) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号） <u>第8条第1号イ(1)</u> 及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 258,000円 （ <u>調査機関審査を受けた場合</u> にあつては、12,200円） (ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 417,000円 （ <u>調査機関審査を受けた場合</u> にあつては、31,700円） (2) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準等を定め					額 (1) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号） <u>第10条第1号イ(1)</u> 及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 258,000円 （ <u>判定機関審査を受けた場合</u> にあつては、12,200円） (ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 417,000円 （ <u>判定機関審査を受けた場合</u> にあつては、31,700円） (2) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準等を定め		

現 行 条 例						改 正 条 例					
			る省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 100,000円 (<u>調査機関審査を受けた場合</u> にあつては、12,200円) (ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 166,000円 (<u>調査機関審査を受けた場合</u> にあつては、31,700円)						る省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 100,000円 (<u>判定機関審査を受けた場合</u> にあつては、12,200円) (ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 166,000円 (<u>判定機関審査を受けた場合</u> にあつては、31,700円)		
54	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。）第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	イ 工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更のみの場合 1戸又は1棟につき1,000円 ロ 住戸を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	変更認定申請のとき	イ 同一の建築物に係るこの項の第4欄のロ及びハの変更認定を同時に申請する場合は、当該ロの申請に係る手数料は、徴収しない。 ロ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分	54	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。）第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	イ 工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更のみの場合 1戸又は1棟につき1,000円 ロ 住戸を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	変更認定申請のとき	イ 同一の建築物に係るこの項の第4欄のロ及びハの変更認定を同時に申請する場合は、当該ロの申請に係る手数料は、徴収しない。 ロ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分

現 行 条 例					改 正 条 例				
			(1) 住宅の戸数が1戸のもの 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (イ) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 23,700円 (調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、6,900円) (ロ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 26,000円 (調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、6,900円) (2) 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの 46,000円 (調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200円) (3) 住宅の戸数が5戸以上のもの 78,000円 (調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、24,200円) ハ 共同住宅の用途	及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のロ及びニに規定する金額を合計した金額とする。 ハ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のハ及びニに規定する金額を合計した金額とする。 ニ ロ又はハの場合において、同一の建築物に係るこの項の第4欄のロの変更認				(1) 住宅の戸数が1戸のもの 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (イ) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 23,700円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、6,900円) (ロ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 26,000円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、6,900円) (2) 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの 46,000円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200円) (3) 住宅の戸数が5戸以上のもの 78,000円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、24,200円) ハ 共同住宅の用途	及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のロ及びニに規定する金額を合計した金額とする。 ハ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のハ及びニに規定する金額を合計した金額とする。 ニ ロ又はハの場合において、同一の建築物に係るこの項の第4欄のロの変更認

現 行 条 例						改 正 条 例					
			に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 ロ(2)及び(3)に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれロ(2)及び(3)に定める金額に、46,000円（調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円）を加えた金額 ニ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第8条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ	定を同時に申請するときは、当該ロの申請に係る手数料は、徴収しない。 ホ 法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出をする場合にあつては、この項に規定する金額に6の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。				に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 ロ(2)及び(3)に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれロ(2)及び(3)に定める金額に、46,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円）を加えた金額 ニ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ	定を同時に申請するときは、当該ロの申請に係る手数料は、徴収しない。 ホ 法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出をする場合にあつては、この項に規定する金額に6の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。		

現 行 条 例					改 正 条 例				
			次に定める金額 (イ) 床面積の合計が 300平方メートル 以内のもの 135,000円 (調査機関審査を 受けた場合にあつ ては、12,200円) (ロ) 床面積の合計が 300平方メートル を超えるもの 224,000円 (調査機関審査を 受けた場合にあつ ては、31,700円) (2) 当該申請に係る 建築物のエネルギ ー消費性能が建築 物エネルギー消費 性能基準等を定め る省令第8条第1 号イ(2)及びロ(2)に 適合している旨の 変更認定を申請す る場合 次に掲げ る当該申請に係る 1棟の建築物の床 面積の合計の区分 に応じ、それぞれ 次に定める金額 (イ) 床面積の合計が 300平方メートル 以内のもの 56,200円 (調査機関審査を 受けた場合にあつ ては、12,200円) (ロ) 床面積の合計が				次に定める金額 (イ) 床面積の合計が 300平方メートル 以内のもの 135,000円 (判定機関審査を 受けた場合にあつ ては、12,200円) (ロ) 床面積の合計が 300平方メートル を超えるもの 224,000円 (判定機関審査を 受けた場合にあつ ては、31,700円) (2) 当該申請に係る 建築物のエネルギ ー消費性能が建築 物エネルギー消費 性能基準等を定め る省令第10条第1 号イ(2)及びロ(2)に 適合している旨の 変更認定を申請す る場合 次に掲げ る当該申請に係る 1棟の建築物の床 面積の合計の区分 に応じ、それぞれ 次に定める金額 (イ) 床面積の合計が 300平方メートル 以内のもの 56,200円 (判定機関審査を 受けた場合にあつ ては、12,200円) (ロ) 床面積の合計が		

現 行 条 例						改 正 条 例					
			300平方メートルを超えるもの 99,200円 (調査機関審査を受けた場合にあっては、31,700円)						300平方メートルを超えるもの 99,200円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、31,700円)		
55	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	イ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 当該申請に係る建築物について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この項において「基準省令」という。）第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (イ) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 39,000円 (調査機関審査又は評価機関審査を	認定申請のとき	イ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のイ及びハに規定する金額を合計した金額とする。 ロ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のロ及びハに規定する金	55	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	イ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 当該申請に係る建築物について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この項において「基準省令」という。）第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (イ) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 39,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつ	認定申請のとき	イ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のイ及びハに規定する金額を合計した金額とする。 ロ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のロ及びハに規定する金

現 行 条 例						改 正 条 例					
			受けた場合にあっては、5,600円) (㍑) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 43,600円 (調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、5,600円) (2) 当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (イ) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 20,100円 (調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、5,600円) (㍑) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 21,600円 (調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、5,600円)		額を合計した金額とする。				ては、5,600円) (㍑) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 43,600円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、5,600円) (2) 当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (イ) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 20,100円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、5,600円) (㍑) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 21,600円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、5,600円)		額を合計した金額とする。

現 行 条 例					改 正 条 例					
			ロ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 78,300円 (<u>調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合</u>にあつては、10,900円) (ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 130,000円 (<u>調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合</u>にあつては、22,900円) (2) 当該申請に係る建築物について基					ロ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 78,300円 (<u>評価機関審査を受けた場合</u>にあつては、10,900円) (ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 130,000円 (<u>評価機関審査を受けた場合</u>にあつては、22,900円) (2) 当該申請に係る建築物について基		

現 行 条 例					改 正 条 例				
			準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 37,500円 (調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、10,900円) (ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 64,600円 (調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、22,900円) ハ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号イに適合				準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 37,500円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、10,900円) (ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 64,600円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、22,900円) ハ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号イに適合		

現 行 条 例						改 正 条 例					
			している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 257,000円 (調査機関審査を受けた場合) 257,000円 では、10,900円) (ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 416,000円 (調査機関審査を受けた場合) 416,000円 では、30,400円) (2) 当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 98,700円						している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 257,000円 (判定機関審査を受けた場合) 257,000円 では、10,900円) (ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 416,000円 (判定機関審査を受けた場合) 416,000円 では、30,400円) (2) 当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 98,700円		

現 行 条 例						改 正 条 例					
			(調査機関審査を 受けた場合にあっては、10,900円) (㍖) 床面積の合計が 300平方メートル を超えるもの 165,000円 (調査機関審査を 受けた場合にあっては、30,400円)						(判定機関審査を 受けた場合にあっては、10,900円) (㍖) 床面積の合計が 300平方メートル を超えるもの 165,000円 (判定機関審査を 受けた場合にあっては、30,400円)		
略						略					
備考 略						備考 略					